

## 特例許可（青柳採石場跡地開発に係る建築計画）について

1. 申請者 東京都港区海岸1-9-18 国際浜松町ビル5F  
株式会社ラ・アトレ 代表取締役 脇田 栄一
2. 対象地 古賀市青柳町105-2 ほか60筆  
敷地面積 138,750.66㎡  
\*準都市計画区域 特定用途制限地域 田園居住地区

### 3. 建築物の概要

区画		A	B	C	D
事業者名		(株)エンデバー	三友機器(株)	(株)ラ・アトレ	小林流通(株)
概要	業務内容	倉庫業・運送業	特殊自動車 ボディー組立	貸倉庫	倉庫業・運送業 (共同配送あり)
	用途	冷凍冷蔵倉庫	組立工場	物流倉庫	物流倉庫
敷地・建物	敷地面積	25,291.90 ㎡	45,674.37 ㎡	32,501.89 ㎡	29,524.78 ㎡
	うち緑地	7,047.50 ㎡	10,010.74 ㎡	12,422.99 ㎡	9,305.85 ㎡
	階数	1階	1階×4棟 2階×1棟	1階	1階×2棟
	建物 延べ面積	7,803.36 ㎡	11,423.15 ㎡	11,421.42 ㎡	8,916.58 ㎡
操業内容	操業時間	8~24時	9~18時	8~24時	8~20時
	従業員数	40人	70人	60人	60人
	日当たり 車両通行量	自家用:35~40台 4~10t車:62台	自家用:70台 2t車:25台	自家用:40~60台 3~10t車:70台	自家用:40~60台 3~10t車:40台
給排水	使用水量/日 (井戸水)	3.5 t	0.2t	0.2 t	0.2 t
	排水 処理方法	合併浄化槽	合併浄化槽	合併浄化槽	合併浄化槽

### 4. 建築制限について

条例別表第1（建築してはならないもの）	適否	理由
(5) 倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの（農林業関係の施設のうち規則で定めるものを除く。）	不適	A、C、D区画の倉庫が500㎡を超えるため
(9) 法別表第2（に）の項第2号に掲げるもの※1（令第130条の6で定めるもの※2若しくは農林業関係の処理又は加工に必要な施設で規則に定めるものを除く。）	不適	B区画の工場が該当するため

※1 法別表第2（に）の項第2号…工場（政令で定めるものを除く。）

※2 令第130条の6で定めるもの…パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を利用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）

## 5. 特例許可の判断根拠

## 【根拠条例】 条例第 8 条第 1 項

当該区域における合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認める

## 6. 経緯の概要

日にち	内容	備考
平成 29 年 9 月 21 日	特例許可事前相談票受理	
平成 29 年 10 月 20 日	特例許可審査会 (第 1 回)	
平成 29 年 8 月 30 日～12 月 15 日	地元住民向け説明会 (計 4 回)	
平成 29 年 12 月 28 日	特例許可審査会 (第 2 回)	
平成 30 年 1 月 24 日	特例許可申請書受理	
平成 30 年 3 月 29 日～8 月 7 日	地元住民向け説明会 (計 3 回)	
平成 30 年 8 月 21 日	特例許可変更申請書受理	
平成 30 年 9 月 10 日～25 日	建築計画案の縦覧	縦覧者 10 名 公述申出 2 件
平成 30 年 10 月 1 日	特例許可に関する公聴会	公述人 2 名 傍聴人 18 名